

被災中小企業者等 支援策ガイドブック 鳥取県（第8版）

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

政府では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復旧・再開に向け立ち上がる際のお力になれるよう、中小企業者向け支援策の情報をまとめました。是非ご活用ください。

今後、内容が追加・変更される可能性もございます。最新の情報は各支援策に示した窓口に御確認ください。

地方公共団体が被災事業者向けに情報提供を行う際は、本ガイドブックに掲載している情報を自由にご活用ください。

目次

<u>1. 事業継続、再開などについて相談したい</u>	
(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談	P 3
(2) 「震災 法テラスダイヤル」へのお問い合わせ (災害に関する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の「情報提供」)	P 3
(3) ミラサポ専門家派遣 (相談窓口に電話 1 本で専門家を派遣)	P 4
(4) 被災商店街への専門家等の派遣	P 5
<u>2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい</u>	
(1) 被災地域販売開拓支援事業 (小規模事業者「持続化補助金」)	P 6
(2) 商店街災害復旧等事業	P 7
(3) 石油等製品販売業早期復旧支援事業	P 8
(4) ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業	P 9
<u>3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配</u>	
(1) 平成 3 0 年 7 月豪雨特別貸付	P 10
(2) 信用保証制度 (セーフティネット保証 4 号・災害関係保証)	P 11
(3) 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化	P 12
(4) 財務状況の改善に関する相談・支援 (二重ローンを含む)	P 13
(5) 小規模企業共済制度の特例災害時貸付等	P 14
(6) 平成 3 0 年 7 月豪雨に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充 (西日本豪雨災害マル経)	P 16
(7) 金融庁相談ダイヤル (金融機関とのトラブル等)	P 17
<u>4. 下請取引のトラブルが不安</u>	
(1) 下請取引について、親事業者への配慮要請	P 18
(2) 型の保管・管理に関してお困りの方	P 18
(3) 下請かけこみ寺	P 19

目次

5. リース関係のトラブルが心配 (1) リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）	P 20
6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい (1) 雇用保険の基本手当（失業給付）の特例措置 (2) 雇用調整助成金の特例措置	P 21 P 22
7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい (1) 国税に関する申告・納付等の期限の延長 (2) 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減 (3) 納税の猶予	P 23 P 24 P 24
8. 風評被害を払拭し、観光客を呼び戻したい (1) 中国地方等の魅力発信による消費拡大事業	P 25
9. 補助金の申請その他の手続きについて知りたい (1) 補助事業等の執行手続きにおける柔軟な対応 (2) 中小企業組合等の役員変更の登記や、決裁関係書類の届出等の期限の延長	P 26 P 28
10. 今後の災害に備えたい (1) BCP（事業継続計画）の取組支援	P 29
11. 新商品のPRを行いたい (1) 中小企業総合展の出展料を免除	P 30
12. 問い合わせ先一覧	P 31

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談

今次災害で影響を受けられた中小企業・小規模事業者の方々が各種相談をできるよう、地方経済産業局等の政府機関、中小企業支援機関、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置しています。

対象者

平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会
 - ・商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会
 - ・よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構地域本部、
 - ・地方経済産業局
- (「12. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。)

(2) 「震災 法テラスダイヤル」へのお問い合わせ (災害に関する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の「情報提供」)

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）に関するお問い合わせについても「震災 法テラスダイヤル」へお問い合わせいただくことが可能となりました。

対象者

平成30年7月豪雨の被害にあわれた方

支援内容

「震災 法テラスダイヤル」は、被災された方々が直面する法的な問題について、解決に役立つ各種法制度や相談窓口についての情報を提供しています。

この番号は、利用料・通話料ともに無料です。

お問い合わせ先

電話（フリーダイヤル）：0120 - 078309（おなやみレスキュー）

※上記電話番号は被災者専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。

利用料・通話料：0円

受付日時：平日9時～21時、土曜9時～17時

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(3) ミラサポ専門家派遣（相談窓口で電話1本で専門家を派遣）

よろず支援拠点や、地域プラットフォーム（※）にご来訪いただくか、お電話をいただければ、経営や資金繰り、税務、会計、雇用、ITなどの専門家を派遣します。

通常は、窓口訪問後、一定のコンサルティングを受けてから専門家の派遣を行っていますが、被災された事業者のご負担を考慮して、お電話のみのご相談後に、専門家の派遣を行うこととします。

（※）地域プラットフォームは、商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携したグループです。

対象者

平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者

支援内容

収益性の改善が図れず、売上回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスを行うなど、多種多様な経営課題に対応します。

専門家の派遣は3回（事業承継に係る課題の場合は5回）まで無料です（「ミラサポ」に登録されている全国の約7,000名の専門家の中から派遣）。

【主な想定事例】

- ・運転資金確保が困難となった企業に対し、資金繰り計画と需要見通しの整理や事業計画の策定を支援。
- ・顧客離れで経営が困難となった企業に対し、新規顧客獲得等に向けた取組を支援。

お問い合わせ先

専門家派遣事業事務局

平日：9：00～17：00（電話）03-5542-1685

専門家派遣制度について、詳しくは以下のURLをご覧ください。

URL：<https://www.mirasapo.jp/specialist>

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(4) 被災商店街への専門家等の派遣

被災商店街の復興に向けて商店街よろず相談アドバイザーの派遣や、情報・ノウハウ提供事業を行います。

対象者

平成30年7月により豪雨の被害を受けた商店街

支援内容

商店街よろず相談アドバイザーを派遣します。

(株)全国商店街支援センターは、専門家(商店街相談アドバイザー等)を派遣し、被災された商店街及び周辺商店街に対するよろず相談への対応を行います。

【お受けできる相談の内容】

- ・商店街の復旧・復興に係る課題の抽出
- ・上記検討のための現状分析
- ・課題の特定と商店街の復旧・復興に向けた取組みと具体策等

【相談にかかる費用】

- ・無料(※原則3回)

商店街の復興に向けた情報・ノウハウ提供事業を行います。

(株)全国商店街支援センターは、豪雨の被害を受けた商店街の求めに応じ、阪神大震災、新潟中越地震、東日本大震災、熊本地震等の災害からの復旧・復興に携わった経験を持つ実務家等を派遣し、復旧・復興に係る取組事例やノウハウ等を伝えるための研修を行います。

【研修会の内容】

- ・過去の災害の事例を中心とした情報提供(被災状況、復興のためのビジョン、プロセス等の紹介)

【研修にかかる費用】

- ・無料

お問い合わせ先

(株)全国商店街支援センター

所在地：東京都中央区湊1丁目6-11 ACN八丁堀ビル4階

電話番号：03-6228-3061

メールアドレス：yousei-s@shoutengai-shien.com

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(1) 被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者「持続化補助金」）

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援します。

対象者

岐阜県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・山口県・高知県・福岡県に所在する、平成30年7月豪雨により被災した小規模事業者

※商工会・商工会議所の支援を受けて事業再建に取り組む者

支援内容

①公募期間：公募開始時期：8月21日（火）～

1次受付締切：9月7日（金）

2次受付締切：10月5日（金） [受付終了]

①補助率：2/3

②上限額：100万円（岐阜県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・山口県・高知県・福岡県に所在する事業者）

※最大10者まで共同申請可能。（補助上限×申請者数）

補助対象費目：機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費

※交付決定前に行った事業についても補助対象とすることが可能です。

※事業者負担分については、「3（5）小規模企業共済制度」や「3（6）西日本豪雨災害マル経」等のご活用もご検討ください。

お問い合わせ先

お近くの商工会・商工会議所へご相談ください。

※お近くの商工会・商工会議所は、全国商工会連合会・日本商工会議所にお電話で問い合わせいただくか、商工会検索サイト・商工会議所検索サイトでご確認ください。

●全国商工会連合会 電話：03-6268-0088

検索サイト http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754

●日本商工会議所 電話：03-3283-7879

検索サイト <http://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(2) 商店街災害復旧等事業

災害により被災した地域の商店街について、被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯の設備の改修等に要する費用の一部を補助します。また、商店街によるにぎわい創出事業について定額（上限100万円）を補助します。

対象者

災害救助法の適用を受けた市町村において、平成30年7月豪雨により被害を受けた商店街組織
※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業共同組合、任意団体等

支援内容

(1) 施設復旧事業

公募開始時期：調整中

補助率：1／2（国1／3、県1／6）

補助対象：被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯の設備の改修等に要する費用

(2) にぎわい創出事業

公募開始時期：8月31日（金）

補助率：定額（上限額100万円）

補助対象：商店街のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用

執行事務局：株式会社全国商店街支援センター

お問い合わせ先

中小企業庁商業課（電話）03-3501-1929

<にぎわい創出事業>

株式会社全国商店街支援センター（電話）03-6262-8116

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(3) 石油等製品販売業早期復旧支援事業

平成30年7月豪雨による被災地域の早期復旧、生活再建に必要なSS（サービスステーション）及び液化石油ガスの供給施設の機能回復のため、被害を受けた揮発油販売業者や液化石油ガスの充てん事業者に対して、事業の復旧に必要な計量機、充填機等の設備の補修又は入替工事に要する費用を支援します。

対象者

平成30年7月豪雨により被害を受けた地域に所在する揮発油販売業者又は液化石油ガスの充てん事業者

支援内容

(1) SSの早期復旧支援

①公募期間：8月31日（金）～9月14日（金）（1次募集） ※終了
9月28日（金）～10月19日（金）（2次募集）

②補助率：3／4

③上限額：3,500万円

④補助対象設備等：計量機（POS含む）、防火塀、土間、地下タンク、配管、タンクローリー、自家発電機（中核SS、小口燃料配送拠点、住民拠点SSに限る）等
対象経設備に対する補修工事や交換工事等

(2) 液化石油ガスの供給施設の早期復旧支援

①公募期間：10月15日（月）～11月2日（金）（予定）

②補助率：3／4

③上限額：4,500万円

④補助対象設備等：液化石油ガスの保管に必要な機器、液化石油ガスの充てんに必要な機器（充てん機、ディスペンサー、コンプレッサー）、充てんした容器の出荷に必用な機器（耐圧試験機、刻印機）等の液化石油ガスの充てん施設に必要な不可欠であり、かつ事業にのみ用いるための代替不可能なもの等

お問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部 石油流通課（電話）03-3501-1320

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(4) ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の二次公募を開始しました。今回の公募では、被災された事業者に対して優先採択等の措置を行います。

対象者

中小企業・小規模事業者等（3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」

公募の概要

①公募期間：平成30年8月3日（金）～平成30年9月10日（月）（※1）

（※1）平成30年9月18日（火）まで延長〔受付終了〕

②補助額、補助率：

企業間データ連携型 上限額：1,000万円／者、補助率：2／3

一般型 上限額：1,000万円、補助率：1／2（※2）

小規模型 上限額：500万円、補助率：小規模事業者は2／3その他は1／2

（※2）生産性向上特別措置法に基づき、条例等により固定資産税の特例率をゼロの措置をした市町村において先端設備導入計画の申請をした事業者、又は、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす事業者は、補助率2／3を適用。

被災事業者への措置内容

①優先採択について

直接被害を受けた事業者等に対して審査において加点措置を行います。

②優先採択のための手続き

直接被害を受けた事業者で優先採択を希望する事業者は罹災証明書及び申請書の様式にある被害状況証明書（自己申告）の提出をお願いいたします。

③その他

被災により財務状況が悪化した事業者に対して、審査上不利な扱いをしないことといたします。

お問い合わせ先

事業を活用される都道府県の中小企業団体中央会（「12. お問い合わせ先一覧」を参照）または、
中小企業庁技術・経営革新課（電話）03-3501-1816

公募案内ページ：https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/29mh_2koubo20180803.html

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(1) 平成30年7月豪雨特別貸付

平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するため、日本政策金融公庫が「平成30年7月豪雨特別貸付」を実施します。

※なお、商工組合中央金庫はプロパー融資により、被害に遭われた中小企業に融資を行います。

対象者

- ①災害救助法が適用された11府県において直接被害を受けた中小企業・小規模事業者
- ②直接被害を受けた事業者と直接取引があり、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（全国で適用可能）
- ③上記①、②以外で、今般の豪雨により、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（風評被害による影響を受けた中小企業・小規模事業者を含む）（全国で適用可能）

金利

- ①当初3年間：基準利率（災害）－0.9%
（－0.9%の限度額：中小事業1億円、国民事業3千万円）
※4年目以降及び上記限度額を超える分：基準利率（災害）－0.5%
- ②基準利率（災害）
※基準利率（災害）：中小事業1.16%、国民事業1.36%
（平成30年7月11日現在、貸付期間5年の場合。担保の有無等に関わらず利率は一律。）
- ③基準利率
※基準利率：中小事業1.16%、国民事業1.81%
（平成30年7月11日現在、貸付期間5年の場合。担保の有無等によって利率は変動。）

貸付期間

最大20年（設備）、最大15年（運転）（据置期間：最大5年）

限度額

対象者①及び②：中小事業3億円（別枠）、国民事業6千万円（上乗せ）

対象者③：中小事業7.2億円（別枠）、国民事業4.8千万円（別枠）

お問い合わせ先

「12. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(2) 信用保証制度（セーフティネット保証4号）

自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象者

下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む）

- (イ) 指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があって、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

支援内容

- ① 対象資金：経営の安定に必要な資金
- ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証と別枠で融資額の全額を保証
- ③ 保証利率：信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ④ 保証期間：個別に信用保証協会にご相談ください
- ⑤ 保証人：原則第三者保証人は不要

お問い合わせ先

「12. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(2) 信用保証制度（災害関係保証）

災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象者

災害救助法適用地域において、災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市町村等が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）

支援内容

- ① 対象資金：事業の再建に必要な資金
- ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証及びセーフティネット保証4号と別枠で融資額の全額を保証
(一般保証と別枠で、セーフティネット保証4号と合わせて最大5億6,000万円)
- ③ 保証利率：信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ④ 保証期間：個別に信用保証協会にご相談ください
- ⑤ 保証人：原則第三者保証人は不要

お問い合わせ先

「12. お問い合わせ先一覧」をご参照下さい。

(3) 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化

災害救助法が適用された各府県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の返済繰延等の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

対象者

平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「12. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(4) 財務状況の改善に関する相談・支援（二重ローンを含む）

公的な第三者機関である中小企業再生支援協議会が、既往債務の返済繰り延べや債務免除などの抜本的な金融支援を必要とする事業者に対し、事業再生計画の策定や債権者間調整などの支援を行います。

対象者

- 平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者で、
- ・既存の借金が負担となって経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念のある方
 - ・既存の借金が負担となって復旧などのための新規借入れが困難など資金繰りにお困りの方（いわゆる二重ローンでお困りの方）

支援内容

中小企業再生支援協議会が事業者の個別の事情に応じて以下の対応を行います。

- ・財務状況の改善や資金繰りに関する窓口相談
- ・課題の解決に向けた助言、適切な支援策や支援機関の紹介
- ・既往債務の返済繰り延べや債務免除などのための債権者調整
- ・既往債務の金融支援や災害復旧のための新規融資などを含めた再生計画の策定支援

お問い合わせ先

「12. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(5) 小規模企業共済制度の特例災害時貸付等

① 特例災害時貸付の創設及び災害時貸付の適用要件の緩和

特例災害時貸付を新たに措置し、今般の豪雨により被災した災害救助法適用地域の小規模企業共済の契約者に対し、(独)中小企業基盤整備機構において次のとおり災害時貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長など貸付条件の緩和を実施します。

また、災害時貸付の適用対象を今般の豪雨による影響を受けたため経営の安定に支障が生じた小規模共済契約者に拡充します。

対象者

特例災害時貸付：平成30年7月豪雨により災害救助法適用地域内に所有する事業資産に直接被害を受けた小規模企業共済の契約者

災害時貸付：平成30年7月豪雨の影響により1か月の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれる小規模企業共済の契約者

支援内容

(1) 特例災害時貸付制度

- ① 貸付利率：無利子
- ② 貸付限度額：2,000万円（ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）
- ③ 償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む。）
- ④ 償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤ 担保、保証人：不要

(2) 災害時貸付制度（適用対象の拡大）

- ① 貸付利率：年0.9%
- ② 貸付限度額：1,000万円（ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）
- ③ 償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は3年、貸付金額が505万円以上の場合は5年
- ④ 償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤ 担保、保証人：不要

お問い合わせ先

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～18：00（電話）050-5541-7171

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(5) 小規模企業共済制度の特例災害時貸付等

② 掛金の納付期限の延長等 (災害救助法適用地域の共済契約者)

災害救助法適用地域の共済契約者であって、掛金の納付が困難な方は、ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金の掛止め、③掛金月額の変額の内いずれかをお選びいただけます。

対象者

災害救助法適用地域の共済契約者

支援内容

- ① 掛金の納付期限の延長：掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。
- ② 掛金の掛止め：掛金の納付を一定期間（6か月又は12か月）停止します。
- ③ 掛金月額の変額：掛金月額は、1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

③ 共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除 (災害救助法適用地域の共済契約者)

平成30年7月17日時点で契約者貸付けを受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が平成30年6月1日以降の借入れが対象となります。

対象者

災害救助法適用地域の共済契約者

④ 共済金等の請求書類関係の簡略化 (災害救助法適用地域の共済契約者)

印鑑登録証明書の提出又は実印の押印ができない場合や、廃止に関する官公署等の証明の写しを提出できない場合の共済金等の請求に必要な書類等については、柔軟に対応します。

対象者

災害救助法適用地域の共済契約者

お問い合わせ先

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～18：00 （電話）050-5541-7171

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(6) 平成30年7月豪雨に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充 (西日本豪雨災害マル経)

日本政策金融公庫が、災害により被害を受けた小規模事業者に対して、事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を融資します。

対象者

商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導（原則、6ヶ月以上）を受けている小規模事業者（原則、1年以上の所在）であり、商工会議所又は商工会等の長の推薦を受けた者

支援内容

- ① 資金使途：設備資金又は運転資金
- ② 貸付限度額：小規模事業者経営改善資金（マル経）2,000万円とは別枠で、1,000万円以内
ただし、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 11府県（災害救助法適用地域以外も含む）に事業所を有し、当該事業所が西日本豪雨による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
 - (イ) (ア) の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
- ③ 貸付期間：設備資金10年以内（据置2年以内）、運転資金 7年以内（据置1年以内）
- ④ 金利：次のいずれかに該当する者は、経営改善利率（現行1.11%、平成30年7月11日時点）より利率引き下げ
 - (ア) 11府県（災害救助法適用地域以外も含む）に事業所を有し、当該事業所が西日本豪雨による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
1,000万円以内、当初3年間「経営改善利率－0.9%」
 - (イ) (ア) の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
1,000万円以内、当初3年間「経営改善利率－0.5%」
- ⑤ 担保条件：無担保・無保証人

(注1) 商工会議所又は商工会等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うこと

(注2) 適用日は災害が発生した日まで遡及

(注3) 直接被害は市町村が発行する罹災証明書等、間接被害は商工会議所又は商工会等が発行する被害証明書等が必要

お問い合わせ先

事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へお問い合わせください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(7) 金融庁相談ダイヤル（金融機関とのトラブル等）

被災者等からの各種金融機関の窓口のお問合せや金融機関等とのお取引に関するご相談等への対応のため、「平成30年7月豪雨金融庁相談ダイヤル」を下記のとおり、開設しました。

対象者

平成30年7月豪雨の被害にあわれた方

お問い合わせ先

受付時間：平日10：00～17：00（電話での受付）

※ファックス、メールは24時間受付

電話での受付：0120-156-811（フリーダイヤル）

※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

ファックスでの受付：03-3506-6699

メールでの受付：saigai@fsa.go.jp

文書での受付：〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
金融庁 金融サービス利用者相談室

（注）ファックス、メール、文書で受け付けさせて頂いた場合には、相談室より、原則平日10：00～17：00の間に、お電話をお返し致します。なお、フリーダイヤルは通話料金無料です。

（注）一般の「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」については、0570-016811（IP電話からは、03-5251-6811）におかけください。

4. 下請取引のトラブルが不安

(1) 下請取引について、親事業者への配慮要請

平成30年7月豪雨の発生に伴い、工場の操業停止や交通インフラの損害が確認される等、取引上の影響は、全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、業界団体代表者（1,228団体）に、不当な取引条件の押し付けが無いよう、親事業者の必要な配慮等について要請しています。

(要請事項)

- ① 親事業者においては、今回の豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方向的に負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること。
- ② 親事業者においては、今回の豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

(2) 型の保管・管理に関してお困りの方

今回の豪雨によって、親事業者から預かっていた金型等が、破損や消失、汚損等してしまった際に、自然災害を理由として、下請事業者が責任を負わなくてもよい場合がございます。

金型等について破損等があった場合には、まずは発注者・取引先にご相談ください。
また、取引関係でお困りごとがある場合は、「下請かけこみ寺」までご連絡ください。

参考

【1】東日本大震災に関連するQ&A集（平成23年公正取引委員会より公表）

問8：震災の影響により、下請事業者が親事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、親事業者が損害賠償請求として金銭を下請代金から差し引くことは、下請法上問題となりますか。

A：「親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請代金の減額を行うことは、下請法上問題となります。したがって、震災の影響により親事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、下請事業者に責任があるとはいえ、親事業者が震災による損害額を下請代金から減額することは、下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。」と示されており、今般の自然災害においても同様の考え方が適用されます。

4. 下請取引のトラブルが不安

【2】型の取り扱いに関する覚書（ひな形※）（平成29年7月経済産業省より公表）

※部品等の発注者と受注者が締結する覚書の一例

第5条

1項「第3条第1項により定めた耐用年数または耐用回数にかかわらず、型が、天災地変もしくは製品の製作による自然消耗等甲の責によらない事由、火災または盗難により、損耗または滅失し、以後の使用が不可能となった場合は、甲は、直ちにその旨を乙に通知するものとする。」

2項「前項の損耗または滅失による型の損害については、甲は、補償の責を負わないものとする。」

（第5条により担保される内容等）

型が、①天変地異など、受注者の責によらない事由、②火災により、以後の使用が不可能になった場合、すぐに発注者に通知してください。これらの理由による損害は、受注者は補償の責任を負いません。

（型の取り扱いに関する覚書（ひな形））

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/sokeizai/kata/oboegakihinagata.pdf

対象者

今般の自然災害による型に関してお困りの中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「下請かけこみ寺」

（電話）0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）

（3）下請かけこみ寺

取引関係でお困りごとがある場合や、発注元企業との取引の中でトラブルが生じた場合は、お近くの「下請かけこみ寺」までご連絡ください。下請法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士等が親身にお話を伺い、アドバイス等を無料で行います（相談内容や相談を受けたことは秘匿いたします）。

対象者

企業間取引に関して、さまざまな悩みをもつ中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「下請かけこみ寺」

- 一般的な取引関係のご相談（電話）0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）
- 消費税転嫁に関するご相談（電話）0120-300-217

5. リース関係のトラブルが心配

(1) リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

リース料のお支払いや災害で使えなくなったリース物件に関するご相談に応じます。ご相談内容によって、リース会社の相談窓口をご案内します。

対象者

平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者、リース契約の保証人

支援内容

リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）では、リース料のお支払いや災害で使えなくなったリース物件に関するご相談に応じ、助言、リース会社の相談窓口をご案内します。

（ご相談例）

- ①リース物件のリース料について、事業が軌道にのるまで、その支払いを止めることができないか。
- ②リース物件が水災で使用できなくなった場合にリース料の支払いをどうすればよいのか。
- ③リース物件に付保されている動産総合保険（※）の手続き

（※）通常は、この保険によって、リース物件が滅失したときの損害賠償金＝残りのリース料相当額のお支払いが免除されます。

お問い合わせ先

リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

（電話） 03-3595-2801

（受付 平日10時～12時、13時～16時）

6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

(1) 雇用保険の基本手当（失業給付）の特例措置

事業所が災害で休業したことにより、休業し賃金を受けることができない方や一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の基本手当（失業給付）を受給できる特例措置を実施しています。

対象者

- 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方
- 事業所が災害で休業したことにより、休業し賃金を受けることができない方や一時的に離職を余儀なくされた方

支援内容

- 平成30年7月豪雨の災害救助法の適用地域に所在する事業所が災害により休業する場合に、休業し賃金を受けることができない方に対して、雇用保険の基本手当（失業給付）を支給。
 - 平成30年7月豪雨の災害救助法の適用地域及びその隣接する地域に所在する事業所が災害により休業する場合に、一時的な離職を余儀なくされた方に対して、雇用保険の基本手当（失業給付）を支給。
- ※災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）

※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置を利用して、基本手当（失業給付）の支給を受けた方については、休業等が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業等前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用に当たっては、ご留意をお願いします。

お問い合わせ先

お近くの都道府県労働局またはハローワーク。詳細は、「12 お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

(2) 雇用調整助成金の特例措置

豪雨による災害に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小が余儀なくされた事業所の事業主が、一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、事業主が支払う休業手当、賃金などの一部が助成されます。

特例の対象事業主

平成30年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

※平成30年7月豪雨の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば、

- 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- 風評被害により、観光客が減少した場合
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

特例の内容

本特例は、休業等の初日が平成30年7月5日から平成31年1月4日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用されます。

- ① 休業(教育訓練、出向は除く。)を実施した場合の助成率を引き上げる (※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る)
【中小企業：2/3から4/5へ】【大企業：1/2から2/3へ】
- ② 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長 (※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る)
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 生産指標の確認期間を最近3か月から1か月へ短縮する
- ⑥ 豪雨による災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする。

お問い合わせ先

「12. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

(1) 国税に関する申告・納付等の期限の延長

国税庁では、下記の指定地域に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、納付等の期限を延長しました。

対象者

下記の指定地域内に納税地のある方（法人を含む。）

岡山県：岡山市（北区・東区）、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町

広島県：広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、

安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町）

山口県：岩国市周東町

愛媛県：宇和島市、大洲市、西予市

（注）指定地域については、今後の状況を踏まえて見直す可能性があります。

支援内容

① 延長される期限

平成30年7月5日以後に到来する国税の申告・納付等の期限について、自動的に延長されることとなります。なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討してまいります。

② 指定地域外に納税地のある方の期限延長

指定地域外に納税地のある方であっても、今回の豪雨により被災された方については、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。

7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

(2) 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合があります。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられる場合があります。

(3) 納税の猶予

災害により財産に相当な損失を受けた場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、納税の猶予を受けられます。

税に関するその他の情報について

上記の災害にあった場合の税制上の措置以外にも、①災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付などの法人税の特例、②消費税に係る簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例、③相続税・贈与税の免除又は軽減などがありますので、詳しくは国税庁ホームページ< <https://www.nta.go.jp/> >をご覧ください。

お問い合わせ先

国税に関する申告・納税等の期限の延長措置等について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。

電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

なお、個別的なご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

所轄税務署につきましては、「1 2. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

地方税に関する法律又は条例に基づく申告、申請その他書類の提出、納付等の期限の延長や、徴収猶予、減免措置については、各都道府県、市町村にお問い合わせください。

8. 風評被害を払拭し、観光客を呼び戻したい

(1) 中国地方等の魅力発信による消費拡大事業

被災地域への観光客に関する嗜好・トレンド等の情報分析を通じ、風評被害の払拭等に向けた適切な方策を検討するとともに、被災地域にある様々な地域資源（地域産品・サービス等）の磨き上げの支援や魅力発信に係る支援を行います。

対象者

委託した民間団体等を通じて支援を行います。

※ 8月20日（月）に委託事業者の公募を開始（9月11日（火）公募締め切り） [受付終了]。

支援内容

(1) 観光消費行動等データの活用

- 被災地域への国内観光客や訪日外国人観光客について、ビッグデータ等を活用し、消費者行動の分析を行います。
- 被災地域に旅行をした観光客に対して、旅行中の訪問・滞在先、購買履歴、印象・満足度等を調査し、その結果を分析します。

(2) 魅力的な地域資源の対外発信

- プロデューサー等専門家を地域に派遣しアドバイスをを行うことで、風評被害の払拭と地域資源の磨き上げを行います。
- メディアやインフルエンサーを被災地に招聘し、魅力ある地域資源の取材を組み、国内外に効果的に情報発信します。
- 外国人等を旅行モニターとすることで、SNSへの投稿等を通じて、実際の消費者目線での情報発信を行います。
- 国内外の電車広告・新聞広告等において、被災地域の魅力ある地域資源の観光消費に向けたプロモーションを実施します。

お問い合わせ先

経済産業省 商務・サービスグループ クールジャパン政策課 （電話） 03-3501-1750

9. 補助金の申請その他の手続きについて知りたい

(1) 補助事業等の執行手続きにおける柔軟な対応

①ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金 一次公募採択事業者の皆様

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金では、各都道府県の地域事務局において交付申請を受け付けております。被災された事業者の中で、各都道府県地域事務局が示している交付申請の受付期間に間に合わない場合については、各地域事務局に一報を入れていただければこの期間が経過した後も交付申請書は受け付けます。

今回の災害により、工場や既存の設備に影響が出たことから、応募申請時と機械設備を変更する必要がある場合など、交付申請に係るご相談については、各都道府県地域事務局にお問い合わせください。

また、今回の災害で被災された一次公募採択事業者については、罹災証明書の提出等により、1か月程度事業実施期間を延長する予定にしております。具体的な手続きは、各都道府県地域事務局にお問い合わせください。

対象者

今回の災害で被災された一次公募採択事業者。

お問い合わせ先

事業を活用される都道府県の中小企業団体中央会（「12. お問い合わせ先一覧」を参照）または、
中小企業庁技術・経営革新課（電話）03-3501-1816

②小規模事業者持続化補助金

平成29年度補正予算小規模事業者持続化補助金採択の事業者様について、12月末（補助事業実施期限）までに補助事業が完了できないと見込まれる場合には、罹災証明書等の提出により事故報告の手続きを取ることで、1月末まで補助対象期間の延長が可能です。なお、個別のご相談については、お近くの商工会・商工会議所へお問い合わせください。

対象者

今回の災害で被災された「平成29年度補正予算 小規模事業者持続化補助金」採択の事業者。

お問い合わせ先

お近くの商工会・商工会議所へご相談ください。

商工会検索サイト http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754

商工会議所検索サイト <http://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

9. 補助金の申請その他の手続きについて知りたい

(1) 補助事業等の執行手続きにおける柔軟な対応

③モール活用型ECマーケティング支援事業

本事業は、越境ECモールへの出店によりEU加盟国への販路開拓を目指す中小企業の皆さまを支援するものです。今回の災害で被災された地域の事業者を対象に、8月31日（金）まで公募期間を延長いたしました。

対象者

EU加盟国を対象として、新たに越境ECモールへの出店を行う者。

支援内容

(1) 支援内容：

- ・越境ECモール出店に係る費用の補助（補助率1/2、補助上限35万円）
- ・越境EC専門家によるアドバイス
- ・中小機構特設ページ開設によるプロモーション
- ・海外リアル店舗でのテストマーケティングイベントの開催（フランス）

(2) 募集締切：

平成30年8月31日（金） [受付終了]

(3) 申請方法

下記ホームページの申し込みフォームよりご申請ください

<https://crossborder.smrj.go.jp/>

お問い合わせ先

モール活用型ECマーケティング支援事業事務局（（独）中小企業基盤整備機構）

TEL：050-5541-6547

Mail：crossborder@biz.smrj.go.jp

受付時間：月～金曜日（土日祝を除く）

10：00～12：00、13：00～17：00

9. 補助金の申請その他の手続きについて知りたい

(2) 中小企業組合等の役員変更の登記や、決裁関係書類の届出等の期限の延長

対象者

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された区域に住所を有する者又は法人等

支援内容

「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）」が平成30年7月14日に公布及び施行されました。

これにより、中小企業組合等の役員変更の登記や、決算関係書類の届出等、履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても平成30年9月28日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないこととなりました。

(参考)

平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）が平成30年7月14日に公布及び施行され、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の特定非常災害として、平成30年（2018年）7月豪雨による災害が指定されるとともに、特別措置法第4条第1項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限が平成30年9月28日とされました。

お問い合わせ先

詳細については、法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。

10. 今後の災害に備えたい

(1) BCP（事業継続計画）の取組支援

BCPの策定、運用等を検討している中小企業に対して、無料で専門家を派遣します。

対象者

BCPの策定・運用を検討している全国の中小企業・小規模事業者

支援内容

- BCPの策定、運用や見直しに関して、専門家の指導を受けて実効性のある取組みを進めることが可能。
- 1社あたり3回まで利用可能で、費用負担なくご利用いただけます。

お問い合わせ先

株式会社パソナ 専門家派遣事業事務局

電話：03-5542-1685

※専門家派遣の流れについては下記ページからご覧ください。

URL：<https://www.mirasapo.jp/specialist/flow1.html>

1 1. 新商品のPRを行いたい

(1) 中小企業総合展の出展料を免除

中小企業・小規模事業者の新商品を一堂に会し展示することにより、販路開拓、市場創出、業務提携といったビジネスマッチングを促進することを目的として中小企業総合展を開催しています。

今回の災害により被災した中小企業・小規模事業者を対象に、その出展料を免除いたします。

対象者

災害救助法適用地域で直接被害を受けた中小企業・小規模事業者。

支援内容

次の展示会に係る出展料を免除します。

(1) 中小企業総合展 in Gift Show 2019

開催場所 東京ビッグサイト（第87回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2019内）

開催時期 平成31年2月12日（火）～15日（金） 4日間

募集時期 平成30年9月上旬予定

出展対象 ギフト関連商品（食品・飲料分野を除く）を取り扱う中小企業・小規模事業者

URL <http://giftshow.smrj.go.jp>

（今年度の募集概要については、平成30年9月上旬頃更新予定）

(2) 中小企業総合展 in FOODEX 2019

開催場所 幕張メッセ（FOODEX JAPAN 2019内）

開催時期 平成31年3月5日（火）～8日（金） 4日間

募集時期 平成30年9月上旬予定

出展対象 食品・飲料等商品を取り扱う中小企業・小規模事業者

URL <http://foodex.smrj.go.jp>

（今年度の募集概要については、平成30年9月上旬頃更新予定）

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 電話：03-5470-1525

備考

平成30年7月に募集を終了した「新価値創造展2018（第14回中小企業総合展 東京）」についても、被災した中小企業・小規模事業者を対象に、その出展料を免除いたします。詳細は以下URLよりご確認ください。 <https://shinkachi-portal.smrj.go.jp/>

新価値創造展事務局（博報堂内） 電話：03-6441-4901

12. お問い合わせ先一覧

融資に関するご相談	
日本政策金融公庫	
鳥取支店（中小企業事業）	0857-23-1641
鳥取支店（国民生活事業）	0857-22-3156
米子支店（国民生活事業）	0859-34-5821
商工組合中央金庫	
鳥取支店	0857-22-3171
米子支店	0859-34-2711
信用保証に関するご相談	
鳥取県信用保証協会	0857-26-6631
財務状況の改善に関するご相談・支援（二重ローンを含む）	
鳥取県中小企業再生支援協議会	0857-30-6761
事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特別	
鳥取労働局職業安定課	0857-29-1707
ハローワーク鳥取	0857-23-2021
ハローワーク米子	0859-33-3911
ハローワーク米子（根雨出張所）	0859-72-0065
ハローワーク倉吉	0858-23-8609
災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】	
鳥取労働局職業安定部職業対策課	0857-29-1708
ハローワーク鳥取	0857-23-2021
ハローワーク米子	0859-33-3911
ハローワーク米子（根雨出張所）	0859-72-0065
ハローワーク倉吉	0858-23-8609
税務署（国税の申告・納付関係）	
倉吉（倉吉市 東伯郡）	0858-26-2721
鳥取（鳥取市 岩美郡 八頭（やず）郡）	0857-22-2141
米子（米子市 境港市 西伯郡 日野郡）	0859-32-4121
全般的なご相談	
鳥取商工会議所	0857-26-6666
米子商工会議所	0859-22-5131
倉吉商工会議所	0858-22-2191
境港商工会議所	0859-44-1111
鳥取県商工会連合会	0857-31-5555
鳥取県中小企業団体中央会 （ものづくり補助金問い合わせ先）	0857-26-6671 (0857-30-2503)
独）中小企業基盤整備機構中国本部	082-502-6300
よろず支援拠点鳥取県商工会連合会	0857-31-5556
中国経済産業局産業部 中小企業課	082-224-5661
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300

(ご参考)

災害救助法の適用地域(11府県110市町村)

○岐阜県:

高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町

○京都府:

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町

○兵庫県:

豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町

○鳥取県:

鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町

○島根県:

江津市、邑智郡川本町

○岡山県:

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町、津山市、美作市、和気郡和気町

○広島県:

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三次市、庄原市

○山口県:

岩国市

○愛媛県:

今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市

○高知県:

安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町

○福岡県:

飯塚市、久留米市